

令和3年度 税制改正の概要

令和3年度の税制改正法案が可決成立しました。

今回の改正では、Ⅰポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、Ⅱ中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置の創設、Ⅲ家計の暮らしと民需を下支えするため住宅ローン控除の延長等となっており、主な内容は次のとおりとなっております。

○ 法人課税関係

- 1 デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設～デジタル環境の構築等投資に3%(5%)の税額控除又は30%の特別償却：改正産業競争力強化法施行日～令和5年3月31日までの投資に適用；主務大臣の計画認定が必要
- 2 カーボンニュートラル投資促進税制の創設～生産工程効率化設備投資に50%特別償却又は5%(10%)の税額控除：改正産業競争力強化法施行日～令和6年3月31日までの投資に適用；主務大臣の計画認定が必要
- 3 中小企業の所得拡大税制の見直し～適用要件、雇用者給与1.5%以上増などに：令和3年4月1日以後開始事業年度から適用
- 4 中小企業向け軽減税率等の2年間延長～法人税率15%、機械取得の30%特別償却又は7%の税額控除等
- 5 農業経営基盤強化準備金の見直し～対象事業者の限定：令和4年4月1日以後開始事業年度から適用、益金不算入限度額の縮小：令和3年4月1日以後開始事業年度から適用

○ 個人所得課税・資産課税関係

- 1 住宅ローン控除の特例の延長と要件緩和～令和3年9月まで契約(分譲は11月)・令和4年末まで入居に適用、面積40㎡以上に緩和(50㎡以下は所得1千万円以下の場合のみ)
- 2 国等の保育・子育てに対する助成金の非課税～ベビーシッター、認可外保育・一時預かりの利用料の助成：令和3年分から適用
- 3 勤続5年以下の退職金(役員を除く)の課税強化～1/2対象上限が300万円に：令和4年分から適用

○ 資産課税関係

- 1 住宅資金贈与に係る非課税措置の見直し～令和3年12月契約分まで非課税限度額を令和2年度分と同額にしたうえで延長；床面積40㎡以上に緩和(50㎡以下は所得1千万円以下の場合のみ)
- 2 教育・結婚子育て資金贈与に係る非課税措置の見直し～残額の相続税課税強化を図ったうえで令和5年3月31日まで延長

○ 納税環境整備

- 1 税務関係書類への押印の原則廃止～実印・印鑑証明書を求めている一部の書類を除き押印を廃止：令和3年4月1日から適用
- 2 電子帳簿等保存制度の見直し～事前承認の廃止と適用要件の大幅緩和、信頼性の高い電子帳簿には過少申告加算税の5%軽減等：令和4年1月1日から適用



(文責：蜂矢)

ご不明な点や、「もっと詳しく知りたい」などございましたら
お気軽にお尋ねください。